資料５

漁 管 第 ２ ３ １ １ 号
令和８年(2026 年) ２月１６日

各海区漁業調整委員会会長　様

北海道水産林務部長

特定水産資源に関する令和７管理年度における知事管理漁獲可能量の
変更について

このことについて、くろまぐろに関する令和７管理年度における知事管理漁獲可能量を変更し、別添のとおり公表しましたので、その旨報告いたします。

連絡先：水産局漁業管理課
管理調整第一係
電　話：6-210-28-381

漁 管 第 ２ ３ ６ ８ 号
令和８年(2026 年) ２月２７日

各海区漁業調整委員会会長　様

北海道水産林務部長

特定水産資源に関する令和７管理年度における知事管理漁獲可能量の
変更について

このことについて、くろまぐろに関する令和７管理年度における知事管理漁獲可能量を変更し、別添のとおり公表しましたので、その旨報告いたします。

連絡先：水産局漁業管理課
管理調整第一係
電　話：6-210-28-381

○令和７管理年度知事管理漁獲可能量について

令和７年３月 27 日公表
令和７年６月３日一部変更
令和７年 11 月７日一部変更
令和７年 12 月 3 日一部変更
令和８年１月 14 日一部変更
令和８年２月 16 日一部変更

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 16 条第５項の規定に基づき、令和７年３月 27 日公表のくろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和７管理年度における同条第１に掲げる数量の一部を次のように変更したので同条第５項において準用する同条第４項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和８年２月１６日

北海道知事　鈴木　直道

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr><td>
第一　くろまぐろ（小型魚）
一　知事管理漁獲可能量
１．　法第 15 条第１項第２号に基づき国が定めた北海道漁獲可能量　150.7 トン
２．　法第 16 条第１項の知事管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。
<table>
<tr><th>知 事 管 理 区 分</th><th>知事管理漁獲可能量</th></tr>
<tr><td>北海道漁獲可能量</td><td>１５０．７トン</td></tr>
<tr><td>北海道くろまぐろ（小型魚）漁業</td><td>１５０．７トン</td></tr>
</table>
第二　くろまぐろ（大型魚）
一　知事管理漁獲可能量
１．法第 15 条第１項第２号に基づき国が定めた北海道漁獲可能量　579.6 トン
２．法第 16 条第１項の知事管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。
<table>
<tr><th>知 事 管 理 区 分</th><th>知事管理漁獲可能量</th></tr>
<tr><td>北海道漁獲可能量</td><td>５７９．６トン</td></tr>
<tr><td>北海道くろまぐろ（大型魚）漁業</td><td>５７９．６トン</td></tr>
</table>
第三～第七（略）
</td><td>
第一　くろまぐろ（小型魚）
一　知事管理漁獲可能量
１．　法第 15 条第１項第２号に基づき国が定めた北海道漁獲可能量　167.7 トン
２．　法第 16 条第１項の知事管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。
<table>
<tr><th>知 事 管 理 区 分</th><th>知事管理漁獲可能量</th></tr>
<tr><td>北海道漁獲可能量</td><td>１６７．７トン</td></tr>
<tr><td>北海道くろまぐろ（小型魚）漁業</td><td>１６７．７トン</td></tr>
</table>
第二　くろまぐろ（大型魚）
一　知事管理漁獲可能量
１．法第 15 条第１項第２号に基づき国が定めた北海道漁獲可能量　564.6 トン
２．法第 16 条第１項の知事管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。
<table>
<tr><th>知 事 管 理 区 分</th><th>知事管理漁獲可能量</th></tr>
<tr><td>北海道漁獲可能量</td><td>５６４．６トン</td></tr>
<tr><td>北海道くろまぐろ（大型魚）漁業</td><td>５６４．６トン</td></tr>
</table>
第三～第七（略）
</td></tr>
</table>

○令和７管理年度知事管理漁獲可能量について

令和７年３月 27 日公表
令和７年６月３日一部変更
令和７年 11 月７日一部変更
令和７年 12 月 3 日一部変更
令和８年１月 14 日一部変更
令和８年２月 16 日一部変更
令和８年２月 27 日一部変更

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 16 条第５項の規定に基づき、令和７年３月 27 日公表のくろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和７管理年度における同条第１に掲げる数量の一部を次のように変更したので同条第５項において準用する同条第４項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和８年２月２７日

北海道知事　鈴木　直道

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr><td>
第一　くろまぐろ（小型魚）
一　知事管理漁獲可能量
１．　法第 15 条第１項第２号に基づき国が定めた北海道漁獲可能量　146.7 トン
２．　法第 16 条第１項の知事管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。
<table>
<tr><th>知 事 管 理 区 分</th><th>知事管理漁獲可能量</th></tr>
<tr><td>北海道漁獲可能量</td><td>１４６．７トン</td></tr>
<tr><td>　北海道くろまぐろ（小型魚）漁業</td><td>１４６．７トン</td></tr>
</table>
第二　くろまぐろ（大型魚）
一　知事管理漁獲可能量
１．法第 15 条第１項第２号に基づき国が定めた北海道漁獲可能量　583.6 トン
２．法第 16 条第１項の知事管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。
<table>
<tr><th>知 事 管 理 区 分</th><th>知事管理漁獲可能量</th></tr>
<tr><td>北海道漁獲可能量</td><td>５８３．６トン</td></tr>
<tr><td>　北海道くろまぐろ（大型魚）漁業</td><td>５８３．６トン</td></tr>
</table>
第三～第七（略）
</td><td>
第一　くろまぐろ（小型魚）
一　知事管理漁獲可能量
１．　法第15条第１項第２号に基づき国が定めた北海道漁獲可能量　150.7 トン
２．　法第16条第１項の知事管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。
<table>
<tr><th>知 事 管 理 区 分</th><th>知事管理漁獲可能量</th></tr>
<tr><td>北海道漁獲可能量</td><td>１５０．７トン</td></tr>
<tr><td>　北海道くろまぐろ（小型魚）漁業</td><td>１５０．７トン</td></tr>
</table>
第二　くろまぐろ（大型魚）
一　知事管理漁獲可能量
１．法第15条第１項第２号に基づき国が定めた北海道漁獲可能量　579.6 トン
２．法第16条第１項の知事管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。
<table>
<tr><th>知 事 管 理 区 分</th><th>知事管理漁獲可能量</th></tr>
<tr><td>北海道漁獲可能量</td><td>５７９．６トン</td></tr>
<tr><td>　北海道くろまぐろ（大型魚）漁業</td><td>５７９．６トン</td></tr>
</table>
第三～第七（略）
</td></tr>
</table>